

令和5年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和5年12月18日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

## 第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月18日(月) 13時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1-1 山口県庁漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和5年12月11日(月)

### 5 通知した議題

#### (1) 議題

- 第1号議案 共同漁業の免許について(諮問)
- 第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について(諮問)
- 第3号議案 特定水産資源(まあじ、まいわし対馬暖流系群)に関する令和6  
管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)
- 第4号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)

#### (2) 報告事項

- ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について
- イ 令和5年度大分県姫島と山口県漁業者交流会の結果について
- ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について(まあじ、さば類)

### 6 出席者

(委員:12名)

森友 信、梅田 孝夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷  
誠、松浦 栄一郎、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、小林 亨

(県及び事務局)

水産振興課	生産振興班	主査	吉田 剛
	漁業調整取締班	主査	吉中 強
		主査	土井 健一
		主任	枝廣 直樹
下関水産振興局	水産課水産班	主任	神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	小柳 隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井 秀
		書記	中元 佑香

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

## (1) 議案

第1号議案 共同漁業の免許について（諮問）

### 【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

### 【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第3号議案 特定水産資源（まあじ、まいわし対馬暖流系群）に関する令和6  
管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

### 【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第4号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

### 【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

## (2) 報告事項

- ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について事務局から報告を受けた。
- イ 令和5年度大分県姫島と山口県漁業者交流会の結果について事務局から報告を受けた。
- ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ、さば類）水産振興課から報告を受けた。

## 9 審議の概要

向井事務局長 ただ今から令和5年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、12名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 みなさんこんにちは。

本日は令和5年最後の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

今年の水産業を振り返ってみますと、東京電力による処理水の海洋放出や、中国による水産物の輸出規制など、良くないニュースがありました。

一方で、山口県瀬戸内海の東部海域ではかたくちいわしの水揚げが10億円を超え、去年と比べて1.6倍、5年前と比べると4倍となる非常に良い知らせもあり、来年も本県の漁業が好漁となることを期

待しています。

このかたくちいわしについては、現在、水産庁がTAC導入の方向で調整しており、少なからず本県のいわし網にも影響があると思われるので、状況を見極めながら、必要な対応を検討していくべきと考えています。

さて、本日の委員会は、「共同漁業の免許」など、議題が4件、報告事項が3件となっています。

委員の皆様の慎重審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

向井事務局長      ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長          議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、松浦委員と渡壁委員にお願いします。

それでは、第1号議案「共同漁業の免許について」事務局から説明をお願いします。

中元書記          事務局の中元です。

お手元の資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、令和5年12月7日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

内容については、水産振興課から説明します。

枝廣主任          水産振興課の枝廣です。着座にて説明させていただきます。

共同漁業権の免許についてですが、漁業法の第70条によりまして、免許にあたっては委員会の意見を聴くこととされていますので、お諮りするものです。

資料の2ページをお開きください。

今年の5月の委員会で漁場計画をご承認いただいております、その後7月から9月にかけて免許の申請を募っています。

その結果、そこにございますとおり、日本海海区に於きましては、第1種から第3種までございますが、漁場計画数が全部で46件に対しまして、申請件数が46件ございました。

いずれも競願の申請はなく、申請内容に問題はありませんでした。

申請どおり46件の免許をしたいと考えています。

2番の瀬戸内海海区については、漁場計画件数91件に対しまして申請件数が91件ございました。

こちらにも競願はなく、申請内容に問題がありませんので、申請どおり免許したいと考えています。

瀬戸内海海区の詳細については、3ページ以降をご覧ください。

日本海海区は46件の免許件数がありますので、47号から137号までということになります。

漁業の種類については、そこに記載のとおり1種から3種までございます。

申請者並びに共有組合については、山口県漁協や新宇部漁協、岩国市漁協等、県内の関係漁協から申請がされております。

公示内容との相違の有無については、いずれの申請も公示した内容と一致しており、相違はありませんでした。

その右の数字ですが、漁業法第72条に免許の適格性が規定されております。

それによりますと、その組合員のうち関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む組合員が属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の2/3以上である漁業協同組合とされています。

左の数字が右の数字の2/3以上でなければならないということです。

いずれの申請もこれを満たしておりましたので、適格性があるということですので。

従いまして、3ページから5ページにあるとおり91件の免許をしたいと思っております。

説明は以上です。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第2号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

お手元の資料の6ページをお開きください。

第2号議案について、令和5年12月12日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問されています。

水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査

水産振興課の吉田です。

それでは、山口県資源管理方針の一部改正について説明させていただきます。

山口県資源管理方針は、令和2年の改正漁業法により新たに制定したものです。

簡単に申しますと、県の資源管理の在り方について規定したものです。

ご承知のとおり、令和2年の漁業法改正、70年ぶりの大改正ということで、その柱の一つとして、適切な資源管理を行って、資源を持続的に利用しましょう、漁業生産力を上げましょうということが規定されています。

具体的には科学的な情報に基づいて、目標を定めて適切な資源管理を行うということが規定されています。

国の方で資源管理基本方針を定めまして、それに則して各都道府県が資源管理方針を策定するものです。

具体的には、今までは、禁止期間とか禁止区域とか獲る方法を規制しながら資源管理を行うことが主流でしたが、新しい漁業法に於きましては、漁獲可能量、所謂TACを基本とすることを規定しております。

国は資源評価に力を入れて、情報を収集してデータが揃ったものから順次、TAC管理、冒頭、森友会長から説明がありましたとおり、かたくちいわしをはじめとするそういった魚種をTAC管理に向けて拡大するというので、現在、水産庁と漁業者の間で協議されており、様々な魚種について、TAC管理に向けた調整が行われているところです。

山口県資源管理方針では、そういったTAC魚種に加えて、非TAC魚種として、こちらはTAC管理ではないのですが、できる限り最善の科学的な情報を用いて管理するということが、法に規定されていることから、こちらについても山口県資源管理方針の中に位置付けて管理するという事になっています。そちらが、表にある②、③です。

本日は、前置きが長くなりましたが、TAC魚種の追加、①の追加、県方針でいうと別紙1と、③別紙3、地域の重要魚種について目標を定めて管理するものということで、別紙1と別紙3の魚種について追加を行うということで、諮問させていただいています。

7ページの2番として、特定水産資源の追加については、3魚種ご

ございます。

まず、1番目としてさんまです。

こちらについては、既存のTAC魚種、8魚種の中に入っています。

従前は、さんまについては、国から山口県に通知がありませんでしたが、令和2年から4年までの間に平均漁獲実績が1トン以上となったことから、今回新たに山口県においても、さんまについて管理する旨の通知があったことから追加するものです。

続きまして、かたくちいわしの対馬暖流系群、うるめいわしの対馬暖流系群です。

こちらについては、先ほど説明したとおり、国はデータが揃ったものから順次追加するとして、協議を重ねて、令和5年の2月にステークホルダー会合、利害関係者と協議を行う場において、TAC魚種に追加するという取り纏めがなされたことから、来年の1月からTAC管理が始まるものです。

ただ、TAC管理ですが、ステップアップ管理と記載しています。

こちらは、11ページにその概要を記載しています。

TAC管理のステップアップの考え方ということで、これは水産庁が示している資料です。

3段階に分かれています。

通常であれば、TAC魚種に指定されれば、直ぐに具体的な数量を国から示されて、それ以内で操業するということが基本です。

新たにTAC魚種にする魚種については、助走期間を設けますよということでステップアップ制度が導入されています。

具体的には、ステップ1でTAC報告を義務化して、所謂、情報収集の予行練習を始める。

TAC報告を集めまして、それに基づいてステップ2に進みまして、各都道府県の漁獲量の実績を踏まえながら、各都道府県に目安数量として漁獲枠を配分して、これも予行練習という意味合いですので、仮に国から示された各都道府県の配分量を上回ったとしてもすぐさま採捕停止という措置は取らない。

それにより各魚種により課題等がございますので、その課題解決に向けて水産庁と漁業者との間で協議を行い、協議が整いましたらステップ3ということで、本格的なTAC管理に入るといいます。

それが、ステップアップの概要です。

もう一度資料7ページにお戻りください。

かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群については、下に書いてあるとおり、ステップアップ管理、ステップ1として国の一括管理ということで、具体的な配分数量は示されずに令和6年からTAC管理が始まります。

続いて8ページをお開きください。

先ほど説明しましたとおり改正漁業法では、基本的にはTAC管理を基本とするということが定められていますが、TAC管理するためには、様々な資源に関するデータが必要で、TAC管理まではいかないけれども、そういった魚種についても、今ある最善のデータを用いて、資源管理を行うこととされています。

県としても、別紙3について地域の重要な魚種を位置付けることになっていることから、現在、関係漁業者の方が自主的に資源管理を行うということで、資源管理計画を漁業種類ごとに策定しておりまして、その漁業種類の中の重要な魚種、TAC管理に至らないまでも、ある程度利用可能な科学情報が整理されている魚種を順次選びまして、資源管理を行うものです。

8ページの下の表には、18種類ありますが、瀬戸内海側に於きましては、10ページに掲載しています。

こういった関係魚種、現在資源管理計画を定めている中で、重要な魚種ということで、底びきであれば、はもを重要な魚種と位置付けまして、今後資源管理を推進して行こうということです。

県からの説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 良く分からないから聞くのですが、かたくちいわしは、今回対馬暖流系群になっています。

かたくちいわしの系群はどれくらい分かれていますか。

吉田主査 かたくちいわしについては、日本海と太平洋と瀬戸内海の3つの系群に分かれています。

TAC管理をするに当たっては、魚種ごと、系群ごとですので、かたくちいわしについては、日本海のかたくちいわし、瀬戸内海のかたくちいわし、太平洋のかたくちいわし、それぞれ独立して議論が進められています。

今回は、日本海側のかたくちいわしについて、令和5年2月に水産庁がTAC魚種にするということをステークホルダー会合で取り纏めをしましたので、こちらについては、令和6年の1月からTAC管理、ステップ1が始まるものです。

冒頭、会長が言われていた瀬戸内海のかたくちいわしについては、継続審議中で、TAC管理は決まっています。

梅田副会長 ステップ1になるとか、そういうのは決まっていない訳ですね。それともう一つ、いわしは、さわらとかに比べて特殊というか他の



魚の餌になっています。

資源管理をする時に、餌で食べられているということは把握できるのでしょうか。

吉田主査

太平洋側のいわしについて、議論になっているところです。

食べる、食べられる側ということで、人間が獲っている量よりも他の魚に食べられている量の方が多いのじゃないか、その点を考慮する必要があるのでないかという議論があります。

国の水研機構は科学にも限界があるので、そこまでは難しいとしています。

いわしをさばが食べているとして1：1の関係であれば考慮できるのですが、捕食は複合的にからんでいるので、そこを全て評価して資源評価をするのは難しいとしています。

梅田副会長

そうすると漁獲量の実績だけということですか。

例えば、山口県において過去3年間で何トンか漁獲したとすると、それ以上は漁獲してはいけませんということですか。

資源調査は関係ないということですね。

吉田主査

資源評価をするに当たっては、漁獲量のデータと漁獲以外の項目で評価します。

漁獲以外の項目については、調査船の調査結果等を基に補正しています。

梅田副会長

食べられることは、評価できるのですかということを知っています。

吉田主査

国は、評価できないとしています。

梅田副会長

評価できなくても、資源量が多い、少ないとか評価する訳ですか。

吉田主査

国は、資源管理するにあたり、漁獲により減る量をコントロールするという中で、自然死亡を考慮して資源評価をしています。

全く、そのような部分について評価していないのではないと言えます。

ご指摘の様に食害が資源にどれだけ影響を与えるかを定量的に評価できないので、そこは今後の問題となると思いますが、今のところはできないということです。

梅田副会長

今年、浮島とかは豊漁で、いわし漁業は大きな産業です。

すごく影響を受けます。しっかり漁業者の意見を聴いてください。

国が言うからといって、迂闊にそのとおり規制しないでいただきたい。

吉田主査 かたくちいわしについては、内海東部地区で一番重要な魚種です。先週金曜日に第2回のステーキホルダー会議がありまして、水産庁と色々、喧々諤々しました。水産庁としては、ステップ1に入る取り纏めをしようとしたのですが、本県はじめ他の県の漁業者、漁連の職員が反対しまして、継続審議ということで、第3回に審議を持ち越しています。県としても漁業者に意見を聴きながら水産庁に対し、意見をして行くつもりですのでよろしくお願いします。

森友会長 よろしいでしょうか。  
他にございませんか。

竹本委員 あちこちにMSYと記載されていますが、この意味を教えてください。

吉田主査 最大持続生産量という言葉の英語の略です。国が資源管理するにあたり、従来は、資源に対する漁獲のコントロールができていなかったことを問題視して、持続的に最大の生産を上げるために、漁獲量を定めて、親魚量を管理して行くということを資源管理の柱として改正漁業法で規定しています。その持続的に最大の生産を上げる漁獲量をMSYと言います。

竹本委員 どこかに注釈とかを入れておいてください。

森友会長 まあじやさばとかの資源管理の資料に記載されていますよね。竹本委員が言われるように、今後、どの様な意味か資料に記載するようにしてください。

吉田主査 はい、承知しました。

森友会長 よろしいでしょうか。  
他にございませんか。

山田委員 今回、外海がステップ1に入るということは、将来的には本格的なTAC管理になると思うのですが、外海の漁業者の受け止め方は仕方ないなということですか。

吉田主査 関係漁業者の方々には、TAC管理がどのようなものかを説明しています。

外海については、本県の漁獲は少なく、他の都道府県の漁獲が多いため、数量明示になることはないと考えています。

山田委員 今、口ではそう言っているが、くろまぐろにしても最初は難しいことは言わなかったが、今はすごく厳しい取り扱いになっています。

ある程度は、漁業者の合意を図っていただかないとこの場でどうですかと言われても皆判断できないと思います。

完全な合意はできないと思いますが、ある程度の合意を図る必要があると思います。

吉田主査 今はステップアップの期間中です。

この期間中に課題等を抽出して、問題があれば、TAC在りきではなく、ステップ3には進まないと言っていますので、課題等を抽出して国に言う必要があると思います。

山田委員 そのあたりを県がちゃんとして欲しい。

例えば、ステップ1には入りませんよとか言って欲しいです。

ステップ1に入ることにより2、3とポンポンと進まれては困ります。

森友会長 よろしいですか。

対馬暖流系群は、日本海側ですか。

吉田主査 はい、日本海側の系群になります。

森友会長 よく日本海側は認めましたね。

瀬戸内海でいうカエリのことでしょう。日本海で言うニガのことですね。

加工業者は廃業して行き、買い手はいません。

うるめいわしもそうです。

今は、山口県には加工業者もいません。鹿児島から買いに来ています。

棒受なんかは、獲れたときにどうするのでしょうか。

棒受も理解しているのでしょうか。

吉田主査 日本海側の棒受の漁業者にも説明しています。

森友会長 山口県の日本海側が決めたのならいいですけど。

日本海側が決めたからといって瀬戸内海側が決める必要はないでしょう。

ステークホルダー会議で漁業者が全員賛成すれば、調整委員会も了解するかもしれませんが、漁業者が反対しているのに、こういう様な感じで改正されたら困ります。

吉田主査 資料7ページが一番下ですが、令和5年2月にステークホルダー会議が開催されて、取り纏めがなされたと記載されていますが、漁業者は反対していた訳です。

水産庁は、ステップアップで課題を解決しますという一方的な取り纏めをした訳で、これについては今でも反発があります。

二の轍を踏まないように、県としては、反対があるのであれば、ステップ1に進まないということで、引き続き意見をして行こうと思えます。

よろしくをお願いします。

森友会長 他にございませんか。

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第3号議案「特定水産資源（まあじ、まいわし対馬暖流系群）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 資料の36ページをお開きください。

第3号議案について、令和5年12月12日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査 引き続き水産振興課 吉田から説明します。着座にて説明します。

令和6管理年度、来年の1月から12月を管理期間とするTAC魚種について、37ページにありますとおり、国から漁獲量の配分の通知がありました。

つきましては、資料の40ページをお開きください。

簡単なTACの配分イメージを示しています。

国からTACの通知がありましたら、都道府県において資源管理方

針で配分する基準を定めていますので、その基準に基づいて関係漁業区分に配分します。

配分するにあたり、漁業調整委員会に諮問することにされています。

今回は、この1月から管理が始まるまあじとまいわしについて協議させていただくものです。

まあじについては、2, 800トンということで、県の方針において、8割を中型まき網漁業へ、それ以外は現行水準という形になっています。

2, 800トンの8割を中型まき網漁業へ配分する。それ以外を現行水準とするものです。

続きまして、まいわしですが、こちらについては、現行水準、目安数量として195トンという形で示されていますので、山口県まいわし漁業へ現行水準で配分する案です。

続きまして、資料の42ページをお開きください。

こちらについては、例年、管理期間前に協議させていただいているものです。

簡単に申し上げますと、今回はまあじについてですが、漁期中に国は留保枠を追加配分することがあります。

漁獲可能量の枠を変更する際には、漁業調整委員会に諮る必要がありますが、状況により漁獲枠が逼迫してすぐに配分して欲しいということがあります。

変更の手続き中に漁獲枠を超えたいけませんので、TACを増加する場合には、事後報告で了解していただきたいというものです。

令和6管理年度についても同様をお願いするものです。

説明は、以上です。よろしく申し上げます。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。  
ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第4号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期

間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

資料の45ページをご覧ください。

第4号議案について、令和5年12月7日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

水産振興課から説明をお願いします。

枝廣主任

枝廣が説明します。

新規の許可をする場合は、漁業の制限措置や申請期間等について委員会の意見を聴いた上で、公示をし、申請を募らなければならないとされています。

本日は、2件の許可についてご審議いただきます。

資料46ページをお開きください。

整理番号1 にかにかご漁業です。

こちらは、岩国市漁協から要望が上がっているものです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、1隻、船舶の総トン数は、5トン未満、推進機関の馬力数は、定めなし、操業区域は、別記1としておりまして、次の47ページに記載しています。

操業参考図にありますとおり、岩国市地先となっています。

漁業時期は、6月1日から11月30日まで、漁業を営む者の資格は山口県岩国市（同市柱島、同市通津、玖珂郡由宇町を除く）に漁業根拠地を有する者としています。

整理番号の2番、さより船びき網漁業です。

こちらは、柱島から要望が上がってきています。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、2隻、船舶の総トン数は、5トン未満、推進機関の馬力数は、48キロワット（15馬力）以下、ただし、電気点火機関にあつては、60キロワット（30馬力）以下。

操業区域は、山口県内海としていますが、資料の48ページに参考図を載せていますが、距岸500mから700mが操業禁止となっています。

こちらは、許可の条件で規定しています。

漁業時期ですが、10月10日から翌年5月10日まで、漁業を営む者の資格は、山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者としています。

2番の許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、こちらは、整理番号1番、2番ともに令和5年12月9日から令和6年1月18日までの1カ月間としています。

3番、許可の有効期間ですが、こちらは、何れも許可の有効期間の末日は、既存許可の有効期間の末日と同日とするとしています。

資料の49ページには、参考として許可の条件を記載しています。  
説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問は  
ございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。  
ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨  
の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第4号議案については、「特に異議はない」と  
回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和5年度全国海区漁  
業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について」事務局より  
報告をお願いします。

枝廣書記 事務局として説明させていただきます。

資料51ページです。令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会  
西日本ブロック会議の結果についてです。

令和5年10月26日、広島県広島市において開催されています。

出席者は、西日本関係海区、瀬戸内海の隣接県など13海区の会長、  
委員等が出席されまして、当海区からは森友会長と私、枝廣が出席し  
ております。

4の議事及び審議結果です。

令和5年度要望活動の結果については、関係省庁等への要望結果に  
ついて、全漁調連事務局から報告がされました。

次に令和6年度要望事項については、西日本ブロックとして次の要  
望をすることが決定されました。

①海区漁業調整委員会制度について、②沿岸漁業の秩序維持につい  
て、③太平洋クロマグロの資源について、④漁業法改正後の制度運用  
について、⑤海洋性レジャーとの調整等について、概ね前年と同様な  
内容の要望が採択されました。

他ブロックからの新規要望について、全漁調連事務局から説明され、  
異議なく承認されています。

新規要望の中には、山口県日本海海区から要望しています「水上バ

イクに対する指導強化」などが含まれています。

次期開催海区は、大阪海区に決定しています。

その他ですが、高知海区から「公募による定置漁業への参入事例について」情報提供がありました。

内容としましては、定置網の廃業が多く、優良漁場が活用されていない状況であったため、資本力のある民間企業を誘致するため、高知県が施策として実施。

高知県が地元調整するのではなく、地元と民間企業とのマッチングや話し合いの機会を促進するスタンスで、地元側が提示する条件にマッチングをした場合に企業が参入するということです。

結果としては、2社が参入し、地元と良好な関係を構築し、水揚も計画以上ということでした。

報告は以上です。

森友会長           ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

梅田副会長       事例は大型定置ですか。

枝廣書記           定置漁業権です。

梅田副会長       経営者免許になっている訳ですね。

枝廣書記           そうです。

梅田副会長       漁協の組合員ではなく、経営者免許ですね。

枝廣書記           組合員になっているかどうかは不明ですが、経営者免許です。

梅田副会長       漁協が免許を受けている訳ではないですね。  
分かりました。

森友会長           他にありますか。

なければ、続いて、報告事項イ「令和5年度 大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について」事務局より報告をお願いします。

中元書記           事務局の中元が説明します。

52ページをお開きください。

令和5年度 大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について報告します。

令和5年11月30日に、山口県下関市の下関市漁港ビルに於いて



開催されました。

出席者は、大分県の姫島関係者が藤本村長を含む8名、本県漁業関係者は、森友会長、河内山委員、内藤委員、渡壁委員及び小底漁業者を含む9名で、事務局を含む総勢26名が出席しました。

審議結果については、冒頭の藤本村長の挨拶の中で、申し合わせについて、今年、違反があったことについての謝罪と2度とこのような事がないようにしたいとの発言がありました。

このため、本県からは追及はしていません。

また、両県から漁模様の報告がされるとともに、うにやあいごによる磯焼け、ほしえいによる被害、後継者対策、燃油対策について円満に意見交換がされました。

以上で報告を終わります。

森友会長                   ただ今説明がありました。どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長                   よろしいでしょうか。

続いて、報告事項ウ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査                   水産振興課の吉田です。

こちらについては、第3号議案のところで、知事管理漁獲可能量の配分が増えた場合は、事務手続き後に事後報告するということを承認していただきました。

こちらについては、令和5管理年度において、11月16日、54ページにありますけれども、数量明示の関係者合意によりさば類、まあじについて、それぞれ追加配分を受けまして手続きをしましたので、事後報告をさせていただきます。

森友会長                   ただ今説明がありました。どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長                   よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

それでは、以上で本日の委員会を終了します。

慎重なご審議ありがとうございました。

(13 : 47 終了)

上記のとおり令和5年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人